

平成29年 No.19

○東京学芸大学事務情報化推進規則の一部を改正する規則

改正理由

事務組織の変更及び分科会の処理事項の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成29年 4 月13日 事務協議会 審議・承認

東京学芸大学事務情報化推進規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成29年 4 月14日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成29年規則第15号

東京学芸大学事務情報化推進規則の一部を改正する規則

東京学芸大学事務情報化推進規則（平成 9 年規則第 9 号）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学事務情報化推進規則の一部改正について

改正理由：事務組織の変更及び分科会の処理事項の追加に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第4条 協議会は、次の各号に定める者をもって組織する。 (1) 事務局長 (2) 部長 (3) 事務局参事役 (4) 課長 <u>(5) 学長室長</u> <u>(6) 監査室長</u> <u>(7) その他事務局長が必要と認めた者</u> 〔省略〕 (処理事項) 第11条 分科会は、協議会の方針に基づき、次の各号に定める事項を処理する。 (1) 事務情報化の目的の設定 (2) 事務情報化が必要な事務の選定に関すること。 (3) 事務情報化に伴う問題点に関すること。 (4) 新システムの開発及び設計に関すること。 <u>(5) システムの運用及び維持に関すること。</u> <u>(6) その他事務情報化に必要なこと。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成29年4月14日から施行し、平成29年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (組織) 第4条 協議会は、次の各号に定める者をもって組織する。 (1) 事務局長 (2) 部長 (3) 事務局参事役 (4) 課長 <u>(5) 監査室長</u> <u>(6) その他事務局長が必要と認めた者</u> 〔省略〕 (処理事項) 第11条 分科会は、協議会の方針に基づき、次の各号に定める事項を処理する。 (1) 事務情報化の目的の設定 (2) 事務情報化が必要な事務の選定に関すること。 (3) 事務情報化に伴う問題点に関すること。 (4) 新システムの開発及び設計に関すること。 <u>(5) その他事務情報化に必要なこと。</u> 〔省略〕